

# 高知大学における研究データの保存等に関するガイドライン

平成 28 年 10 月 27 日  
研究推進戦略委員会委員長決定  
平成 29 年 2 月 20 日改正

このガイドラインは、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第5項の規定に基づき、本学の研究者等が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

## 第1 基本的な考え方

1. 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、本学で研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。
2. 本学の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

## 第2 定義

1. このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。
  - ア 文書、数値データ、画像等の「資料」
  - イ 実験試料、標本等の「試料」
  - ウ 装置
2. このガイドラインにおいて「研究者等」とは、規則第2条第1項に定める研究者等をいう。
3. このガイドラインにおいて「部局長」とは、各部局（各学系、各学部（附属施設を含む。ただし医学部附属病院を除く。以下同じ。）、医学部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、各学内共同教育研究施設、海洋コア総合研究センター、各機構及び事務局）の長をいう。

## 第3 研究データの保存

1. 研究者等は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。
2. 部局長は、研究者等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。
3. 部局長は、当該部局における研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

## 第4 保存期間

1. 研究データの保存期間は、以下を基準とし、詳細については、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて各部局において定める。ただし、研究者等がこれらの保存期間

を超えて保存することを妨げない。

- (1) 第2の1のアについては、原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 第2の1のイ及びウについては、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
- (3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
- (4) 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

## 第5 保存方法

1. 研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとし、具体的な保存方法については、研究データの形質及び形状等を踏まえ、各部局において定める。

## 第6 異動又は退職時の取扱い

1. 研究者等が異動又は退職により転出した場合は、当該研究者等の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこと。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。
2. 研究データを外部へ持ち出す場合の手続きは、必要な手続きを経た上で持ち出すものとする。手続きの詳細については、各部局において定める。
3. 第4に定める保存期間中に改組等により保管が困難となった場合は、関係部局で協議の上、適切な措置を講じるものとする。

## 第7 開示

1. 研究者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。
2. 研究者等の異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、部局において保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

## 第8 その他

1. このガイドラインは、平成28年10月27日から施行し、同日以降に発表する研究成果等に関する研究データについて適用する。
2. 研究者等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第4に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。
3. 個人データ等、研究データ等に関して、その取扱い及び保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、当該研究データ等についてはその法令等の定めに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物について、配分機関との取り決め等が有る場合にはそれに従うものとする。

## 附 則

このガイドラインは、平成29年2月20日から施行し、平成29年1月20日から適用する。